

# 福井県報

第 417 号  
令和 8 年  
9 月 8 日 (火)  
火曜日発行

## — 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

### 告 示

- 有害な興行の指定（４１３・県民安全課）…………… 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定（４１４・地域福祉課）…………… 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関の変更（４１５・同）…………… 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止（４１６・同）…………… 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関の再開（４１７・同）…………… 2

### 公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（恐竜博物館）…………… 2
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（２件・県立病院）…………… 3
- 農地を利用する権利の設定の裁定（中山間農業・畜産課）…………… 3
- 土地改良区の役員の退任（３件・丹南農林総合事務所）…………… 3
- 土地改良区の役員の就任（４件・同）…………… 4
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（２件・都市計画課）…………… 5
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（５件・同）…………… 5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（丹南土木事務所）…………… 6
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（会計課）…………… 9
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（教育政策課）…………… 8
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（科学技術高等学校）…………… 9

### 公安委員会告示

- 遊泳者保護区域の指定の変更（８９・地域指導課）…………… 1 2
- 技能検定員審査の実施について（９０・運転免許課）…………… 1 2
- 教習指導員審査の実施について（９１・同）…………… 1 3

### 海区漁業調整委員会告示

- ※福井海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する告示（３）…………… 1 5

## 告 示

### 福井県告示第413号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和8年8月20日

| 種別 | 題名                      | 制作会社、配給会社等名   |
|----|-------------------------|---------------|
| 映画 | BULLY ブリー<br>(原題) BULLY | ツイン<br>(アメリカ) |

### 福井県告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

| 指定日     | 医療機関名称      | 医療機関住所        |
|---------|-------------|---------------|
| R8.8.17 | エンゼル調剤薬局金津店 | あわら市北金津58字1-1 |

### 福井県告示第415号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

| 届出日     | 内容    | 医療機関名称      | 医療機関住所         |
|---------|-------|-------------|----------------|
| R8.8.12 | 管理者変更 | リフレ調剤薬局 中番店 | あわら市中番9-4      |
| R8.8.12 | 管理者変更 | クスリのアオキ木崎薬局 | 敦賀市木崎24号13番地1  |
| R8.8.12 | 管理者変更 | くじら薬局       | 越前市瓜生町2叩台郎丸4-1 |
| R8.8.12 | 管理者変更 | カドノ薬局 中央店   | 敦賀市中央町1丁目17-1  |

### 福井県告示第416号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条の規定により指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

| 廃止日     | 医療機関名称              | 医療機関住所            |
|---------|---------------------|-------------------|
| R8.6.30 | 訪問看護リハビリステーション すまいる | 三方郡美浜町笹田第12号2番地の1 |

### 福井県告示第417号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条の規定により指定医療機関から再開の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

| 再開日     | 医療機関名称 | 医療機関住所       |
|---------|--------|--------------|
| R8.6.25 | 石畝歯科医院 | 勝山市元町1丁目4-30 |

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

- 落札に係る特定役務の名称および数量  
恐竜博物館誘導灯非常灯LED更新業務一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立恐竜博物館  
福井県勝山市村岡町寺尾第51-11
- 落札者を決定した日  
令和8年7月30日
- 落札者の名称および住所  
大和電建株式会社  
福井県福井市開発1丁目101
- 落札金額  
50,600,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和8年6月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
放射線情報システム等の更新および保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室  
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

3 落札者を決定した日  
令和8年8月20日

4 落札者の名称および住所  
株式会社ミタス  
福井県福井市問屋町4丁目901番地

5 落札金額  
684,404,820円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和8年7月7日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
臨床検査システムの更新および保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室  
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

3 落札者を決定した日  
令和8年7月23日

4 落札者の名称および住所  
丸文通商株式会社福井支店  
福井県福井市和田中2丁目907

5 落札金額  
104,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和8年6月9日

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、下記農地について利用権を設定する裁定をしたので同法第41条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

1 農地の所在等

| 所在および地番      | 地目 | 面積（㎡） |
|--------------|----|-------|
| 福井市風巻町14字81番 | 田  | 1,054 |
| 福井市風巻町24字6番  | 田  | 1,308 |
| 福井市風巻町25字10番 | 田  | 1,000 |

2 農地を利用する権利の内容等

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------------|------|--------------|
| 令和9年1月1日     | 10年  | 33,620円      |

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

福井市松本3丁目16-10

福井県農地中間管理機構

公益社団法人ふくい農林水産支援センター 理事長 山本 明志

4 農地の所有者等の情報

| 所有者   |
|-------|
| 藤元 正治 |

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福井地方法務局本局に補償金を供託する

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福井地方法務局本局において、補償金の還付を受けることができる

立待吉江土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項

の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

| 役員名 | 氏 名   | 住 所           |
|-----|-------|---------------|
| 理 事 | 吉川 耕三 | 鯖江市西番町3号20番地  |
| 〃   | 坂井 照義 | 鯖江市西番町4号9番地   |
| 〃   | 吉田 治  | 鯖江市西番町5号15番地  |
| 〃   | 吉田庄一郎 | 鯖江市西番町5号53番地2 |
| 〃   | 高島 豊  | 鯖江市吉江町2号9番地   |
| 〃   | 三好 幸一 | 鯖江市吉江町15号88番地 |
| 〃   | 高島 隆則 | 鯖江市吉江町16号12番地 |
| 〃   | 岩城 和彦 | 鯖江市吉江町16号13番地 |
| 〃   | 西川 雅己 | 鯖江市入町2号11番地   |
| 監 事 | 藤井 辰夫 | 鯖江市西番町5号57番地1 |
| 〃   | 福島 定己 | 鯖江市吉谷町48号46番地 |

鯖江鳥羽土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月15日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

| 役員名 | 氏 名   | 住 所            |
|-----|-------|----------------|
| 理 事 | 畑中 正美 | 鯖江市鳥羽町34号13番地  |
| 〃   | 埜尻伊久夫 | 鯖江市鳥羽町29号31番地  |
| 〃   | 増田 剛二 | 鯖江市鳥羽町40号14番地  |
| 〃   | 大久保清文 | 鯖江市鳥羽1丁目1番17号  |
| 〃   | 北川 勝彦 | 鯖江市鳥羽1丁目8番38号  |
| 〃   | 加藤 強  | 鯖江市鳥羽2丁目1番7号   |
| 監 事 | 高橋 正  | 鯖江市鳥羽1丁目1番26号1 |
| 〃   | 伊藤 正樹 | 鯖江市鳥羽2丁目8番7号   |

田中土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月15日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

| 役員名 | 氏 名   | 住 所           |
|-----|-------|---------------|
| 理 事 | 前田九二雄 | 鯖江市松成町1号72番地  |
| 〃   | 前田 智章 | 鯖江市松成町3号10番地1 |
| 〃   | 若島 義隆 | 鯖江市吉谷町16号39番地 |
| 〃   | 岸下 峰夫 | 鯖江市吉谷町47号20番地 |
| 〃   | 福島 定己 | 鯖江市吉谷町48号46番地 |
| 〃   | 宮下 桂志 | 鯖江市四方谷町3号22番地 |
| 〃   | 吉田 昌弘 | 鯖江市四方谷町6号4番地  |
| 監 事 | 堀 照行  | 鯖江市松成町5号81番地  |
| 〃   | 坂本 義典 | 鯖江市四方谷町6号8番地  |
| 〃   | 吉川 耕三 | 鯖江市西番町3号20番地  |

立待吉江土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

| 役員名 | 氏 名   | 住 所           |
|-----|-------|---------------|
| 理 事 | 吉川 耕三 | 鯖江市西番町3号20番地  |
| 〃   | 坂井 照義 | 鯖江市西番町4号9番地   |
| 〃   | 高間 晴夫 | 鯖江市西番町5号11番地  |
| 〃   | 吉田庄一郎 | 鯖江市西番町5号53番地2 |
| 〃   | 高島 豊  | 鯖江市吉江町2号9番地   |
| 〃   | 三好 幸一 | 鯖江市吉江町15号88番地 |
| 〃   | 高島 隆則 | 鯖江市吉江町16号12番地 |
| 〃   | 岩城 和彦 | 鯖江市吉江町16号13番地 |
| 〃   | 西川 雅己 | 鯖江市入町2号11番地   |
| 監 事 | 藤井 辰夫 | 鯖江市西番町5号57番地1 |
| 〃   | 福島 定己 | 鯖江市吉谷町48号46番地 |

鯖江鳥羽土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月16日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

| 役員名 | 氏 名   | 住 所           |
|-----|-------|---------------|
| 理 事 | 畑中 正美 | 鯖江市鳥羽町34号13番地 |

ゝ 埜尻伊久夫 鯖江市鳥羽町29号31番地  
ゝ 増田 剛二 鯖江市鳥羽町40号14番地  
ゝ 大久保清文 鯖江市鳥羽1丁目1番17号  
ゝ 北川 勝彦 鯖江市鳥羽1丁目8番38号  
ゝ 加藤 強 鯖江市鳥羽2丁目1番7号  
監 事 高橋 正 鯖江市鳥羽1丁目1番26号1  
ゝ 伊藤 正樹 鯖江市鳥羽2丁目8番7号

田中土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月16日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

| 役員名 | 氏 名   | 住 所           |
|-----|-------|---------------|
| 理 事 | 前田九二雄 | 鯖江市松成町1号72番地  |
| ゝ   | 前田 智章 | 鯖江市松成町3号10番地1 |
| ゝ   | 宮下 善則 | 鯖江市吉谷町23号17番地 |
| ゝ   | 島田 聡  | 鯖江市吉谷町45号10番地 |
| ゝ   | 福島 定己 | 鯖江市吉谷町48号46番地 |
| ゝ   | 宮下 桂志 | 鯖江市四方谷町3号22番地 |
| ゝ   | 北田 隆志 | 鯖江市四方谷町3号47番地 |
| 監 事 | 堀 照行  | 鯖江市松成町5号81番地  |
| ゝ   | 西川 善裕 | 鯖江市四方谷町5号13番地 |
| ゝ   | 吉川 耕三 | 鯖江市西番町3号20番地  |

日野川用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年7月29日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

| 役員名 | 氏 名   | 住 所          |
|-----|-------|--------------|
| 理 事 | 福野 和彦 | 福井市安保町8号21番地 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、福井市長から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

地区計画等（地区計画）

(2) 名称

福井都市計画地区計画（豊島2丁目地区地区計画）

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、福井市長から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

福井都市計画緑地

(2) 名称

9号豊島東緑地

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、福井市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

地域地区（特別用途地区）

(2) 名称

福井都市計画特別用途地区

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、福井市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

地域地区（用途地域）

(2) 名称

福井都市計画用途地域

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、福井市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

福井都市計画公園

(2) 名称

2・2・103号みのり4丁目公園（名称変更）

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、福井市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年9月8日

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

福井都市計画緑地

(2) 名称

2号泉緑地

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、福井市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

福井都市計画公園

(2) 名称

6・3・3号東公園

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月8日

福井県丹南土木事務所長 久野 茂嗣

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量

凍結防止剤 塩化ナトリウム（500kg袋）760t（購入見込量）

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約日から令和9年3月31日

#### (4) 納入場所

入札説明書等による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定にする者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に係る調達物品について、契約期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するために必要な能力を有するものであること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、

紙入札承認願（入札説明書別紙様式3）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

#### 4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒915-0882

福井県越前市上太田町42-1-1

福井県丹南土木事務所 総務課

電話 0778-23-4539

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

#### 5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」（別紙様式1）を提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

公告日から令和8年9月24日（木）17時まで（土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除く。）

- (2) 提出先

4(1)と同様とする。

- (3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

入札参加資格確認申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること（提出期限内に必着）。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、および休日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。）を除いた開庁日に持参すること。

#### 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

- (1) 入札書の提出方法

5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年10月21日（水）8時30分から17時まで

令和8年10月22日（木）8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和8年10月23日（金）10時

(4) 開札場所

福井県越前市上太田町42-1-1

福井県丹南土木事務所 総務課

7 入札方法

入札参加者の入札金額は、納入場所までの引き渡しに要する一切の費用を含むものとする。

入札金額は、調達物品1t当たりの単価を記入すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減額した金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第151条の規定による。

(4) 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けた時は、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

申請者の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

様式

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku\\_intro\\_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx)

提出先（e-mail）

ta-dobok@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku\\_intro.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html)

10 Summary

(1) Contents and quantity of products purchased: Antifreeze Sodium chloride (500kg bag) 760t (order not guaranteed)

(2) Bidding date and time: Friday, October 23, 2026 at 10:00 am

(3) Contract period: From the contract date to March 31, 2027

(4) Contact point for notification: 42-1-1 Kamioda-cho, Echizen City, Fukui Prefecture Tannan Civil Engineering Office, 915-0882

TEL 0778-23-4539

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る物品の名称および数量  
【嶺北地区 カラー中速機】複写機の借入および保守  
カラー複写機（中速機） 6台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県会計局会計課 総務第三グループ  
福井県福井市大手3丁目17-1
- 3 落札者を決定した日  
令和8年8月21日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社三笠商会  
福井県福井市北四ツ居1丁目1-1
- 5 落札金額（税抜単価）  
カラー 8,000円  
モノクロ 1,810円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和8年7月7日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 一般競争入札に係る特定役務の名称および数量  
福井県立学校電子黒板整備導入業務（福井地区）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県教育庁教育政策課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年8月19日
- 4 落札者の名称および住所  
NTT西日本株式会社福井支店  
福井県福井市日之出2丁目12-5
- 5 落札金額

53,314,800円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和8年6月30日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月8日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量  
福井県立科学技術高等学校パソコン室、第2実習室機器等購入および保守業務委託（長期継続契約）
  - (2) 業務内容  
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに
  - (3) 契約期間  
契約締結日から令和16年2月28日まで  
この期間に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合には、この契約を解除する。
  - (4) 機器納入期限  
令和9年2月26日（金）
  - (5) 保守委託期間  
令和9年3月1日から令和16年2月28日まで  
（ただし、ハードウェア保守については業務開始から1年間無償とする。）
  - (6) 納入場所  
福井県福井市下江守町28番地  
福井県立科学技術高等学校 パソコン室、第2実習室、サーバ室
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) この入札業務と同種のサービス提供を行った実績を有する者であること。

### 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

### 4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒918-8037

福井県福井市下江守町28番地

福井県立科学技術高等学校 事務室

電話 0776-36-1856

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

### 5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書等または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年9月8日（火）から

令和8年10月2日（金）16時00分まで（土、日曜日および休日を除く）

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は、4(1)と同様とする。

(3) 入札参加資格の結果通知

入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、別途書面により通知する。

### 6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年10月19日（月）8時30分から17時00分

令和8年10月20日（火）8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和8年10月21日（水）10時00分

(4) 開札場所

福井県福井市下江守町28番地

福井県立科学技術高等学校

## 7 入札書に記載する金額

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 9 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒918-8037

福井県福井市下江守町28番地

福井県立科学技術高等学校

電話 0776-36-1856

FAX 0776-36-1871

## 10 その他

### (1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

### (2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39福井県規則第11号）の規定による。

### (3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

### (4) 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）作成の要否

### (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので、注意すること。

### (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付期間

福井県の休日をも定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

## イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

様式 [https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku\\_intro\\_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx)

提出先（e-mail）[kagiko@pref.fukui.lg.jp](mailto:kagiko@pref.fukui.lg.jp)

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku\\_intro.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html)

## 1.1 Summary

### (1) Nature and quantity of the products to be required:

Procurement of Equipment and Maintenance Services for the Computer Room and the Second Practical Training Room at Fukui Prefectural High School of Science and Technology

### (2) Date, time of Bidding:

8:30A.M. 19th October 2026 - 4:00P.M. 20th October 2026

### (3) Date, time of bid opening:

10:00A.M. 21st October 2026

### (4) Deadline for delivery:

26th February 2027

### (5) Period of contract:

1st March 2027 - 28th February 2034

### (6) Affiliation in charge of contract-related affairs

Fukui Prefectural High School of Science and Technology, 28 Simoemori-cho, Fukui City, Fukui Prefecture, 918-8037 Japan.

TEL 0776-36-1856

## 公安委員会告示

### 福井県公安委員会告示第89号

福井県遊泳者の事故防止に関する条例（平成5年福井県条例第3号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、遊泳者保護区域の指定を変更するので、条例第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年9月8日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

#### 1 ダイア浜海水浴場

##### (1) 海水浴場の名称

ダイア浜海水浴場

##### (2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏 名 住 所

菅浜区

区長 川畑成央

三方郡美浜町菅浜91-7

ダイア浜

支配人 花木洋未

京都市東山区本町22-510-1

##### (3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

##### (4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月1日から同年9月23日まで

### 福井県公安委員会告示第90号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年9月8日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

#### 1 審査の種類、期日および場所

##### (1) 種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）および技能検定員審査（普通二種）

##### (2) 期日

令和8年10月22日（木）および同年10月23日（金）

##### (3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

#### 2 審査の申請手続に関する事項

##### (1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者

(エ) 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者

##### (2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

##### (3) 提出期限

令和8年9月18日（金）

#### 3 その他審査の実施に関し必要な事項

##### (1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）および技能検定員審査（牽引）

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 技能検定員審査（大型二種）

大型自動車第二種免許および技能検定員資格者証（大型）の交付を受けていること。

ウ 技能検定員審査（中型二種）

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および技能検定員資格者証（

中型)の交付を受けていること。

エ 技能検定員審査(普通二種)

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および技能検定員資格者証(普通)の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)および技能検定員審査(普通二種)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

| 審査項目       | 審査細目                              | 審査方法等                                                                              |
|------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能               | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。                                       |
|            | 自動車の運転技能に関する観察および採点の技能            | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。                                           |
| 技能検定に関する知識 | 旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。 |
|            | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識               | 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。                                       |

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

| 審査項目       | 審査細目                   | 審査方法等                                       |
|------------|------------------------|---------------------------------------------|
| 技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能    | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は90パーセント以上の成績であること。 |
|            | 自動車の運転技能に関する観察および採点の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は95パーセント以上の成績であること。     |
|            | 教則の内容となっている事項          | 論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その          |

|            |                     |                                                     |
|------------|---------------------|-----------------------------------------------------|
| 技能検定に関する知識 | 自動車教習所に関する法令についての知識 | 合格基準は、論文式のものは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。    |
|            | 技能検定の実施に関する知識       | 面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |
|            | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 |                                                     |

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課(電話 0776-51-2820)

福井県公安委員会告示第91号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員審査(以下「審査」という。)を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年9月8日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)、教習指導員審査(牽引)、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)および教習指導員審査(普通二種)

(2) 期日

令和8年10月22日(木)および同年10月23日(金)

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イ

の表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去１年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者

(エ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第５８号１０番地

福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和８年９月１８日（金）

３ その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大白二）、教習指導員審査（普自二）および教習指導員審査（牽引）

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 教習指導員審査（大型二種）

大型自動車第二種免許および教習指導員資格者証（大型）の交付を受けていること。

ウ 教習指導員審査（中型二種）

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および教習指導員資格者証（中型）の交付を受けていること。

エ 教習指導員審査（普通二種）

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および教習指導員資格者証（普通）の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）および教習指導員審査（普通二種）

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

| 審査項目     | 審査細目                | 審査方法等                                        |
|----------|---------------------|----------------------------------------------|
| 教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、８５パーセント以上の成績であること。 |
|          | 技能教習に必要な教習の         | 実技試験により行うものとし、その合                            |

|          |                                   |                                                                                    |
|----------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 技能                                | 格基準は、８０パーセント以上の成績であること。                                                            |
| 教習に関する知識 | 旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式の場合は８５パーセント以上、その他のものは９５パーセント以上の成績であること。 |

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

| 審査項目     | 審査細目                         | 審査方法等                                                                              |
|----------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能          | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は８５パーセント以上の成績であること。                                        |
|          | 技能教習に必要な教習の技能                | 実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ８０パーセント以上の成績であること。                                 |
|          | 学科教習に必要な教習の技能                |                                                                                    |
| 教習に関する知識 | 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 | 論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式の場合は８５パーセント以上、その他のものは９５パーセント以上の成績であること。 |
|          | 自動車教習所に関する法令についての知識          |                                                                                    |
|          | 教習指導員として必要な教育についての知識         | 面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ８０パーセント以上の成績であること。                            |

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第５８号１０番地

福井県警察本部交通部運転免許課（電話 ０７７６－５１－２８２０）

## 海区漁業調整委員会告示

### 福井海区漁業調整委員会告示第3号

福井海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月8日

福井海区漁業調整委員会 会長 小林 利幸

福井海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する告示

福井海区漁業調整委員会運営規程（昭和61年福井海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改正前                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（会議）</p> <p>第7条 委員会の会議は会長が招集する。ただし、会長およびその職務を代理する者がともに<u>互選</u>されていないかもしくは欠けたとき、または会長およびその職務を代理する者にともに事故があるときは、知事が招集するものとし、この場合における次項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「<u>会長</u>」とあるのは「<u>知事</u>」とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 委員は、<u>情報通信機器を活用する方法その他の会長が適当と認める方法により、会議に出席することができる。</u></p> <p>第13条 議事録は、<u>委員会の会議</u>の日時および場所、出席委員の氏名、議事事項、議決の結果その他主要な事項を記載し、会長および会長の指名する出席委員のうち2名がこれに<u>記名</u>しなければならない。</p> | <p>（会議）</p> <p>第7条 委員会の会議は会長が招集する。ただし、会長およびその職務を代理する者がともに欠けたときは、知事が<u>招集する</u>。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第13条 議事録は、委員会の日時および場所、出席委員の氏名、議事事項、議決の結果<u>ならびに</u>その他主要な事項を記載し、会長および会長の指名する出席委員のうち2名がこれに<u>署名</u>しなければならない。</p> |

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

